

第3分科会：移行経済化のロシア

ロシアの地方財政制度

岩 城 隆 純 (富山県商工労働部)

1. ロシア連邦における地方財政について

ロシア連邦は、連邦制の法治国家であり、ロシア連邦の同権の構成主体である共和国、地方（クライ）、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区から構成される。

ロシア連邦構成主体における国家権力は、これが設置する国家権力機関が行使することとされており、ロシアではこのレベルは地方自治の概念には含まれない。ロシア連邦憲法で承認され、保障される地方自治は、ロシア連邦構成主体の内部にある地区（ライオン）、市、町、村、郷、市内に設置される地区において行われる。

ここでは、ロシア連邦構成主体である沿海地方を例に地方財政制度について検討する。

2. 連邦と連邦構成主体の財政関係

1999年1月1日にロシア連邦租税法典第一部が施行されたが、そこでは、連邦税として16項目、地域税として7項目、地方税として5項目が列挙されている。また、この法典が規定しない地域税及び地方税は設けはならないとされている。

各年度の連邦予算法により、連邦予算から連邦構成主体及び地方自治体への予算配分が決定される。例えば、1999年度連邦予算に関するロシア連邦法において、土地税及び都市・集落地賃貸料の配分は連邦予算30%、ロシア連邦構成主体20%、地方自治体予算に50%とされている。また、対ロシア連邦構成主体財政支援連邦基金について、基金は一部税収を除く連邦予算に入る税収総額の14%で形成されると規定するとともに、基金に占める各ロシア連邦構成主体の割合が記されている。

3. 地方自治体に関する財政制度の整備状況

連邦法律「地方自治の組織の一般原則について」及び連邦法律「地方自治の財政的基礎について」が制定されたことにより、法律的には地方自治制度の整備が進んでいる。

(1) 連邦法律「地方自治の組織の一般原則について」

1995年に制定された。地方自治の意義やその管轄、機関など地方自治について幅広く規定しているが、その第5章「地方自治の財政的経済的基礎」において、地方予算やその歳入及び歳出、地方予算の最低限度の保障、地方税等について規定している。

(2) 連邦法律「地方自治の財政的基礎について」

連邦法律「地方自治の組織の一般原則について」を受けて1997年に制定された。地方予算の編成、執行は自治体の憲章に従って地方自治機関が独立して行うとされる一方で、連邦や連邦構成主体からの予算調整資金が大きな役割を果たしており、これに絡んで連邦や連邦構成主体による監督・管理の権限が規定されている。

4. 沿海地方における財政制度の整備状況

沿海地方においては、1996年2月に沿海地方法律「沿海地方における地方自治について」が施行された。この法律は連邦法律「地方自治の組織の一般原則について」に基づいているが、その第5章「地方自治の財政・経済的基礎」において、自治財産や地方予算、地方予算の最低限度の保障、地方税などについて規定している。

続いて1997年6月に沿海地方法律「沿海地方における予算編成と予算過程について」が施行された。この法律は3章、22条からなり、連邦構成主体である沿海

地方予算について、歳入予算の編成、予算支出、予算の借入方法、予算の均衡、予算の審議、予算の修正手続き、予算の承認等について規定している。

1999年度沿海地方予算は1999年5月25日に沿海地方議会において採択され、知事の署名、公布により効力を発した。歳出総額47億4815万9千ルーブル、歳入総額33億356万1千ルーブルで、赤字限度額は14億4459万8千ルーブル（歳出予算の30.4%）となっている。1998年度予算は1998年7月28日、1997年度予算は1997年4月10日に採択されている。恒常的に予算成立の遅

延がみられる。これには連邦構成主体予算の前提となる連邦予算が年度を超えて遅れて成立していることも影響している。

ナズドラチェンコ沿海地方知事とチェレプコフ・ウラジオストク市長との間の政争により、混乱していた沿海地方政府とウラジオストク市庁との関係は、1998年12月11日の大統領令により、知事が新たに市長代行を任命することで解消が図られた。今後、財政関係を始めとして沿海地方と市との関係の明確化が望まれる。

極東ロシアへの日本企業進出と会計

齋藤 久美子（和歌山大学）

I. 背景

ソ連崩壊後、わが国の企業はロシアへの進出を試みているものの、失敗に終わっているものが少なくない。それはなぜか？

II. 会計制度の整備

- 1996年 11月 会計法発効
- 1997年 9月 モルドバの首都キシニョフでの OECD-CIS の会計会議で国際会計基準へ CIS 各国が移行することを決議
- 1998年 11月 モスクワで国際会計基準委員会とロシア政府の共催でシンポジウム「ロシア会計基準の国際会計基準への移行」が開催された。

*1998年11月のシンポジウムについて

シンポジウムの標題はロシアに限定されているものの、OECD、ロシア、国際会計基準委員会以外の旧ソ連諸国からも代表者たちが参加した。

そのなかで国際会計基準委員会はロシア財務省会計方法論局長バカーエフやロシア版 SEC 代表のゴルバトローヴァらの協力を得て、国際会計基準をロシア語に

翻訳し、それを世に出したのである。また、ウクライナ側も国際会計基準のウクライナ語への翻訳を紹介した。

すべてはロシアをはじめとする旧ソ連諸国が国際会計基準に移行し、バラ色の将来を約束したかのように一見、思われた。

しかし、そのときの演説のなかでゴルバトローヴァは次のように述べた。「確かに国際会計基準がロシア語に翻訳された。しかしわが国にこれを理解できる会計人、会計実務家はいくらいるだろうか?」「国際会計基準は会計処理の大枠を示したものにすぎない。国際会計基準そのもののなかにはたとえば、現金勘定の借方、貸方というような処理は含まれていない。すなわち今からの課題がさらに非常に多いのである」と。

その発言は現在のロシア及び旧ソ連諸国が抱えている会計上の諸問題をそのまま如実に表現している。

旧ソ連式の記帳法に基づいて作成されている財務諸表の数値だけを見ても、まだまだ外国人には理解できない。それについてはロシアをはじめとする旧ソ連諸国政府に改善を求めると同時に、我々も彼らを理解する姿勢が必要ではないかと考えられる。

III. 将来への展望